

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果

※令和2年度における社会福祉法人に対する実地監査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予め書面による検査を行い、前回の実地監査の結果も踏まえて、必要性の高い法人に限定し、市内における感染状況を鑑みて支障がない時期に実施しました。

| 法人名 | 監査方法 | 文書による指摘事項 | 改善報告書の内容 |
|---------------|------|--|---|
| 社会福祉法人 中川会 | 実地監査 | 平成30年10月、理事一人が「一身上の都合」で辞職され、令和2年4月、新たな理事が就任されるまで理事定数が1名欠員となっていた。定款第22条第3項によれば、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有するとしている。ところが、理事長は辞任により退任した理事に対し、新たな理事が就任されるまで理事会に招集するべきであったが、招集していなかった。その結果、理事会招集通知省略等の手続きに不備があったことになる。今後は、社会福祉法・定款等を遵守した法人運営を行うこと。【社会福祉法第45条の6第1項】【定款第22条第3項】 | 今後は、任期中での理事辞職(退任)があり、理事定数が欠員となる場合は、後任理事が就任するまでは退任理事にも理事としての権利義務がある為、理事会へ招集することと致します。今後は、社会福祉法や定款等を遵守した法人運営を行います。 |
| | | 令和2年6月30日の評議員会決議の省略について、全評議員12名中10名から書面により提案事項の同意があったことから、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすとしているが、決議の省略は、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに、評議員会の決議があったものとみなすことができるのであり、今回の評議員決議の省略は必要条件を満たしていないことになる。速やかに2名から同意書の提出を受けた後、理事会及び評議員会に、指導監査の指摘に伴い議事録を修正(差替を含む)した旨の報告を行うこと。【社会福祉法第45条の9第10項】【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項】 | 評議員会決議の省略について、錯誤により同意の到着が遅れた2名について省いて処理を行いました。この度、「全員」の同意が必要である旨の指摘を受け、同意の到着が遅れた2名を含む全評議員より同意を得て決議を省略したという正しい内容で議事録の修正、差し替えを行いました。令和2年12月6日開催の理事会でこの旨を報告しましたが、その後に奈良市より送付された是正改善についての指摘文書の写しを令和3年3月に開催予定の理事会及び評議員会で配布し、再度報告します。 |
| | | 定款第20条第3項に理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされているが、議事録を見る限り、重要性の高い契約の顛末(基本財産の取得等)、指導監査の指摘事項、その指摘事項に対する改善策等が報告された記述は見当たらない。今後は、指導監査の指摘内容とその改善策を理事会に報告し、その内容を議事録に記載すること。【社会福祉法第45条の16第3項】 | 今後は、理事長及び業務執行理事は、自己の職務執行状況について、特に重要性の高い契約の顛末(基本財産の取得等)、指導監査の指摘事項、その指摘事項に対する改善策等について、理事会に報告し、議事録にも記録致します。 |
| | | 監事の監査報告の内容について、昨年度、一昨年度の監査報告書の内容が一字一句同じである。少なくとも、一昨年度の法人運営について、令和2年2月21日付文書にて改善が必要と指摘(文書指摘7、口頭指摘2)している。その指摘について、理事長は理事会において報告していなかった。その結果、監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っているにも関わらず、奈良市が指導監査で指摘した内容を把握しないまま、監査報告を行っていた可能性がある。今後は、奈良市が送付した指摘文書のコピー等を理事会・評議員会にて配布し、指摘内容及びその指摘に対する改善策について丁寧に説明すること。また、監事の監査が実効的に行われることを確保する内部管理体制を整備し、適切に監事の監査が行える環境を整えること。【社会福祉法第45条の13第5項】【社会福祉法施行規則第2条の20】 | 今後は、奈良市より送付された是正改善についての指摘文書の写しを理事会及び評議員会で配布し、指摘内容及びその指摘に対する改善策について丁寧に説明し、監事より適切な監査報告を頂くように致します。また、奈良市からの指摘事項だけでなく、監査対象となる重要案件について、日頃より事務局から報告、相談を行うことで、監査環境を整えます。 |

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果

※令和2年度における社会福祉法人に対する実地監査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予め書面による検査を行い、前回の実地監査の結果も踏まえて、必要性の高い法人に限定し、市内における感染状況を鑑みて支障がない時期に実施しました。

| 法人名 | 監査方法 | 文書による指摘事項 | 改善報告書の内容 |
|-----------------|------|---|---|
| | | <p>理事会の決議の省略について、理事会への提案書・同意書・議事録、監事に対する提案書・監事の異議確認書の根拠が定款第30条第2項の規定となっているが、正しくは、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第30条第2項の規定である。従って、各書類の法令根拠を修正し、理事会に報告すること。【社会福祉法第45条の14第9項】【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及】</p> <p>加えて、理事会の決議について、決議の省略を行う場合であっても、特別の利害関係を有する理事の存否の確認の結果を議事録に記載すること。なお、理事会の招集通知(決議の省略の提案)と併せて、当該理事会の議案について特別の利害関係を有するときは法人に申し出ることを定めた通知を発した場合は、理事の職務の執行に関する法人の規程において理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、この場合において決議に利害関係がある理事がないときには議事録の記載も不要である。【社会福祉法第45条の14第5項】</p> <p>評議員会の決議の省略について、評議員会への提案書・同意書・議事録の根拠が定款第15条第4項の規定となっているが、正しくは、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第15条第4項の規定である。従って、各書類の法令根拠を修正し、理事会・評議員会に修正に至った経緯等を報告すること。【社会福祉法第45条の9第10項】【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条】</p> <p>加えて、評議員会の決議について、決議の省略を行う場合であっても、特別の利害関係を有する評議員の存否の確認の結果を議事録に記載すること。なお、評議員会の招集通知(決議の省略の提案)と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有するときは法人に申し出ることを定めた通知を発した場合は、評議員の職務の執行に関する法人の規程において評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、この場合において決議に利害関係がある評議員がないときには議事録の記載も不要である。【社会福祉法第45条の9第8項】</p> | <p>理事会の決議の省略について、理事会への提案書・同意書・議事録、監事に対する提案書・監事の異議確認書の根拠について、国からの通知文の確認が不十分であった為、根拠とする法律の記載が抜けていました。今後は法改正等の行政からの通知文については、十分に注意、認識し、適切な対応を行います。</p> <p>今回の誤った各書類については、法令根拠を修正し、令和2年12月6日開催の理事会に報告しました。令和3年3月に開催予定の理事会に、奈良市より送付された是正改善についての指摘文書の写しを配布し、再度報告します。</p> <p>また、決議の省略を行う場合も含めて、特別の利害関係を有する理事の存否の確認は、理事会の招集通知と併せて、当理事会の議案について特別の利害関係を有する時は法人に申し出ることを定めた通知を発する方法で行います。</p> <p>評議員会決議の省略について、提案書・同意書・議事録、監事に対する提案書・監事の異議確認書の根拠について、国からの通知文の確認が不十分であった為、根拠とする法律の記載が抜けていました。今後は法改正等の行政からの通知文については、十分に注意、認識し、適切な対応を行います。</p> <p>令和3年3月開催予定の評議員会で、奈良市より送付された改善についての指摘文書の写しを配布し、今回の誤った各書類について、法令根拠を修正した旨を報告します。</p> <p>また、決議の省略を行う場合も含めて、特別の利害関係を有する評議員の存否の確認は、評議員会の招集通知と併せて、当評議員会の議案について特別の利害関係を有する時は法人に申し出ることを定めた通知を発する方法で行います。</p> |
| 社会福祉法人 ならやま会 | 実地監査 | <p>評議員会に提出された土地取得に関する議案について、理事会議事録と評議員会議事録で表記が大きく異なり、理事会で評議員会議案選定の議決をされていない議案につき評議員会で議決していると誤解を与えかねない事例が見られた。また、評議員会の招集通知に当該議案の記載が漏れていた。理事会で選定された議案が評議員会で議決されていることが明瞭に分かるよう議事録には記載するとともに、招集通知には漏らさず提出する議案を記載すること。【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項、182条】</p> <p>令和元年8月9日の理事会議事録に記載の第1号議案「設備資金借入の件」について、グループホーム建設費用の借入について説明された旨の記載はあったものの、承認など議決についての記載を欠いていた。多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会は理事長等の理事に委任することはできず、理事会の議決がなければ行うことができない。また、定款施行細則第6条「理事長の専決事項」において多額の借財の範囲を定めていない。については、「多額の借財」について定款施行細則もしくは専決規程等により理事長等の理事に委任する範囲について明確に定めようとして、必ず議決を行い、議事録に記載しておくこと。【社会福祉法第45条の13第4項第2号】【指導監査ガイドライン I-6(3)】</p> | <p>理事会において議決された評議員会の議案について、もれなく議事録ならびに評議員招集通知に明確に記載します。</p> <p>議決事項について決議を行った旨の明記が今後欠如しないよう注意します。</p> <p>理事長またはその他の理事の専決事項、契約等の委任範囲を定める場合は、経理規程細則に範囲を明記し、今年度中に経理規程ならびに細則の承認決議を実施する予定です。</p> |

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果

※令和2年度における社会福祉法人に対する実地監査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予め書面による検査を行い、前回の実地監査の結果も踏まえて、必要性の高い法人に限定し、市内における感染状況を鑑みて支障がない時期に実施しました。

| 法人名 | 監査方法 | 文書による指摘事項 | 改善報告書の内容 |
|-----|------|---|--|
| | | <p>理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事は加わることができないことから、決議の省略を行う場合であっても、同意書において利害関係の有無についても記載を求める等、法人として特別の利害関係を有する理事の存否について確認を行うこと。また、議案に特別の利害関係を有する場合に、法人に申し出ることを定めた通知を発したり、規程で届け出ることを定めた場合には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。【社会福祉法第45条の14第5項】【指導監査ガイドライン I-6(1)2】</p> | <p>特別な利害関係について招集通知にて利害関係の有無を確認し、利害関係が生じる場合は事前に申し出ることを明記しています。</p> |
| | | <p>評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は加わることができないことから、決議の省略を行う場合であっても、同意書において利害関係の有無についても記載を求める等、法人として特別の利害関係を有する評議員の存否について確認を行うこと。また、議案に特別の利害関係を有する場合に、法人に申し出ることを定めた通知を発したり、規程で届け出ることを定めた場合には、それを以て確認を行ったとすることも可能である。【社会福祉法第45条の9第8項】【指導監査ガイドライン I-3(2)2】</p> | <p>特別な利害関係について招集通知にて利害関係の有無を確認し、利害関係が生じる場合は事前に申し出ることを明記しています。</p> |
| | | <p>評議員の員数は定款で定めた理事の員数を超えていなければならないが、定款第5条において、この法人に評議員4名以上9名以内を置くとされていた。小規模法人に対する経過措置は終了したため、同条を(定款上の理事の最低員数6名を超える)評議員7名以上に変更すること。【社会福祉法第40条第3項】</p> | <p>三月開催予定の理事会で改正を行います。(改正内容) 第2章 評議員 (評議員の定数) 第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く</p> |
| | | <p>法人において実施している公益事業の種類が、定款に記載されていなかった。早急に定款に追記すること。【社会福祉法第31条第1項】</p> | <p>三月開催予定の理事会で改正を行います。(改正内容) 第8章 公益を目的とする事業 (1) 居宅介護支援事業 (2) 配食サービス事業 を追加</p> |
| | | <p>定款第1条に記載されている「老人介護支援センターの経営」について、実際には実施していないことであった。については、定款変更等の適切な措置を講じること。【指導監査ガイドライン II-1-1】</p> | <p>三月開催予定の理事会で改正を行います。(改正内容) 第1章 総則 (目的) (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人介護支援センターの経営(削除)</p> |
| | | <p>令和元年の末に理事の1人が体調不良で辞任し、令和2年3月の初旬の理事会において新たな理事候補者を理事会で選定していたが、当該新理事の選任が行われたのは、令和2年6月の定時評議員会のときであった。今後、理事に欠員が生じた際は、遅滞なく新理事の選任手続きを行うこと。【指導監査ガイドライン I-4(1)1】</p> | <p>今後、理事・監事・評議員に欠員が生じた場合には、速やかに選任手続きを行います。</p> |

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果

※令和2年度における社会福祉法人に対する実地監査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予め書面による検査を行い、前回の実地監査の結果も踏まえて、必要性の高い法人に限定し、市内における感染状況を鑑みて支障がない時期に実施しました。

| 法人名 | 監査方法 | 文書による指摘事項 | 改善報告書の内容 |
|-------------------|------|---|--|
| 社会福祉法人 大和まほろば会 | 実地監査 | 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は加わることができないことから、評議員会の際に議案に特別の利害関係を有する評議員の存否について確認を行い、議事録に当該確認を行ったことがわかるように記載しておくこと。なお、「評議員会の議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ること」を、招集通知に定めて通知した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規定に記載している場合には、個別の議案の決議の際に改めて確認を行う必要はない。【指導監査ガイドライン I-3(2)2】 | 評議員会の開催通知に、「評議員会の議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ること」の文言を招集通知に定めて通知を行います。 |
| | | 理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事は加わることができないことから、理事会の際に議案に特別の利害関係を有する理事の存否について確認を行い、議事録に当該確認を行ったことがわかるように記載しておくこと。なお、「理事会の議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ること」を、招集通知に定めて通知した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規定に記載している場合には、個別の議案の決議の際に改めて確認を行う必要はない。【指導監査ガイドライン I-6(1)2】 | 理事会の開催通知に、「理事会の議案に特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ること」の文言を招集通知に定めて通知を行います。 |
| | | 直近に開催された理事会において、監事のうち1名が3回連続で理事会を欠席していた。監事には理事会への出席義務があり、法人に対する牽制機能等重要な役割を有する。今後は、監事の全員が理事会に出席できるよう、日程調整等に努めること。【社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条】 | 今後の理事会の開催においては、監事の出席が可能な日時により開催します。 |
| | | 令和2年3月初旬の理事会において、監事全員が理事会を欠席していた。監事には理事会への出席義務があり、法人に対する牽制機能等重要な役割を有する。今後は、監事全員が理事会に出席できるよう、日程調整等に努めること。【社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条】 | 今後の理事会の開催においては、監事の出席が可能な日時により開催します。 |
| | | 奈良市に対する計算書類等及び財産目録等の届出が遅れていた。今後は、毎会計年度終了後3月以内に、奈良市に対して届出を行うこと。【社会福祉法第59条】 | 財務システムの導入による報告の遅れであるが、今後は、会計年度終了後の3か月以内の報告に努めます。 |
| | | 苦情の解決結果が公表されていない。個人情報に関するものを除き、速やかにホームページ等インターネットを活用した方法や広報誌等で実績を公表し、令和元年度の事業報告書に記載すること。【社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号ほか）】 | 苦情の解決結果については、現在、令和2年度の苦情件数、解決結果等について、集計中ですが、6月末の現況報告の事業報告に掲載するとともに、ホームページによる掲載を行います。 |